

令和2年3月25日

外出禁止令（首都圏の封鎖）が出された際の動物病院の対応について

東京都獣医師会危機管理室
感染症対策セクション

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、動物診療施設にも感染もしくは感染疑いの飼い主が飼育動物の診療を依頼する事案が増える可能性が高くなります。危機管理室感染症対策セクションは、公衆衛生上の観点から、飼育者並びに獣医師及び獣医療スタッフ（以下、スタッフとする）の感染を防御し、動物の福祉を守るために、以下のとおりの対応を推奨します。

1. 緊急や急を要するケースに限って診察を行うこと。予防接種や不妊去勢手術など、緊急性の低い診療・処置は来院を避け、外出禁止令が解除されてから来院するよう指示する。
2. 来院する飼い主が、「発熱していないか、呼吸器症状がないか、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に感染している人と最近接触したか、海外渡航したか」を必ず事前に確認し、あてはまる飼い主には、他の人に動物を連れてきてもらうよう指示する。どうしてもその飼い主が、自分で来院しなくてはならない時には、スタッフは個人防護用具（PPE）を着用し当該飼い主と対応すること。
3. すべてのケースで、飼い主とスタッフの接触を減らすこと。来院した飼い主は、自身の車中または診療施設の屋外空間で待機させ、スタッフが、動物のみを診療施設内に連れていき、診療をする。
4. スタッフは、車内または屋外で待機している飼い主と、電話で動物の情報について話をする。直接、対面して話すことは避ける。
5. 大型犬以外の犬及び猫など小型の動物は、必ずキャリーケースに入れて来院するように指示する。飼い主及び動物が診療施設に到着したら、飼い主は車中または屋外から、到着したことを当該診療施設まで電話で伝え、動物を車外に出し車内に戻る、あるいは施設玄関前に置き1メートル以上離れる。スタッフが外に行き、キャリーケースごと院内に連れていく。

6. 院内に持ち込んだキャリーケースは、特にハンドルの部分を、ただちに0.05%の次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコールなどで消毒し、スタッフもただちに石鹼で手洗い・消毒をする。
7. 診療はマスク、使い捨て手袋を装着し、診療前後や必要に応じて石鹼による手洗い・消毒を徹底すること。
8. 診療・処置終了後も、同様に、スタッフが診療施設外にキャリーケースを置く。その後スタッフはキャリーケースから、1メートル以上離れ飼い主自身が、車内に動物を入れる、あるいは路上の飼い主が受け取る。
9. 支払いなどは、できるだけ、現金の授受を避ける。QRコードなどによる非接触型のキャッシュレス決済が望ましい（例：スマホ決済アプリなど）。銀行振込などによる支払いも考慮する。
10. 救急救命対応時などは、飼い主等と直接接触することになるが、その後の消毒等を徹底すること。
11. スタッフ間でも、コンピューターや筆記用具などの共用は避け、1メートル以上の距離をあけて話をするように努める。
12. スタッフの感染防御に細心の注意を払い、器具などを適切に消毒すること。
13. 施設内が汚染しないよう、あらかじめ清浄区域（グリーンゾーン）と汚染区域（レッドゾーン）、及び準汚染区域（グレーゾーン）を決めておく。
即ち、レッドゾーンではPPEを装着し、グレーゾーンで着脱し、グリーンゾーンではPPEを装着しないことを厳守すること。

※注意：PPEについては、使用后感染性物質として適切に取り扱うこと。

着脱にあたっては本会HP（<https://www.tvma.or.jp/public/2020/02/post-69.html>）を参照し、自身及び周囲への感染を防ぎ、廃棄する際には密閉できる容器に廃棄すること。

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）参照

（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>）

以上を励行し、飼い主、自身及びスタッフの感染を回避し、COVID-19のさらなる拡大を防ぐ必要があります。

（参考：American Veterinary Medical Association (AVMA)ガイドライン）